

## 「不用品を買い取る」の訪問購入にご注意

### 【事例1】

「身に付ける物なら何でも買い取りに行く」と電話があり、訪問を了承した。来訪した業者は用意した洋服に目もくれず「貴金属はないか」と聞いてきた。「ない」と答えても、しつこく言われ、仕方なく親の形見のアクセサリーなど数点を見せたところ、「売ってくれ」と30分粘られた。それでも断ったところ、品物を侮辱して帰った。

### 【事例2】

高齢の両親の面倒をみるため、実家へ通っている。実家の電話に「不用品を買い取る」と電話があり、「ない」と答えた。「何か一つくらいあるだろう」と威圧され、断ってもかなり粘られた。今後、家に来られるのが心配だが、業者名も電話番号も分からず、来訪を断ることができない。来訪した場合、どうしたらよいか。

「訪問購入」は、特定商取引法や埼玉県消費生活条例によって規制の対象となっています。しかし、訪問購入トラブルの相談が依然寄せられています。業者からの電話や来訪があったときは、次のアドバイスを踏まえて慎重に判断しましょう。

### 【消費者へのアドバイス】

- ① 業者が訪問購入をしようとするときは、買取りの勧誘に先立って、購入業者の氏名又は名称、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る物品の種類を明らかにしなければなりません。業者が電話などで「不用品を買い取りたい」とだけ告げ来訪する行為は、法律で禁止されています。
- ② 「衣類を買い取る」とだけ言っていた購入業者が同時に貴金属の買取りの勧誘をすることは、法律で禁止されています。
- ③ 訪問購入においても、クーリング・オフは可能ですが、一度物品を引き渡すと取り返すことは困難です。クーリング・オフの8日間は、物品の引き渡しを拒むことができます。
- ④ 電話で勧誘を断ったにもかかわらず来訪された場合は、直接会わずインターフォン等で、「買い取ってもらうつもりがない」ときっぱり断りましょう。それでも購入業者が強引に家の中に入ってきて、怖い思いをしたらすぐに警察に電話しましょう。
- ⑤ 困った時は、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

（問合せ先）行田市消費生活センター（市役所内・内線495）または  
埼玉県消費生活支援センター春日部Tel.048-734-0999